

債務者財産の開示制度の実効性の向上に関する検討

第1 現行の財産開示手続の見直し

1 総論

(1) 見直しの必要性と主な検討課題

財産開示手続（民事執行法第4章）は、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する見地から、勝訴判決等を得た債権者が債務者財産に関する情報を取得するための制度として、平成15年の民事執行法改正により創設されたものであるが、その後の運用状況を見ると、実効性が必ずしも十分でない等の指摘があり、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にある（注）。そのため、債務者財産に関する広い意味での開示制度の実効性を向上させる観点から、制度の全般的な見直しを行う必要があると考えられる。

ここではまず、現行の財産開示手続に関する検討課題を取り上げる。具体的には、その実施要件（民事執行法第197条参照）を緩和するかどうか、債務者の陳述義務の内容（同法第199条参照）を拡張するかどうか、手続違背への制裁（同法第206条参照）を強化するかどうかといった課題が指摘されている。

（注） 財産開示手続を創設する平成15年改正法は平成16年4月1日から施行されているが、その後の各年における申立件数、既済事件数、既済事件のうち財産開示がされた件数（割合）は、以下のとおりである。

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
申立件数	718	1182	789	663	884	893
既済事件数	489	1213	779	711	821	926
開示事件数	253(51.7%)	520(42.9%)	376(48.3%)	314(44.2%)	354(43.1%)	333(36.0%)
年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
申立件数	1207	1124	1086	979	919	791
既済事件数	1159	1095	1126	937	992	817
開示事件数	360(31.1%)	352(32.1%)	347(30.8%)	322(34.4%)	331(33.4%)	284(34.8%)

(2) 見直しに当たっての留意点

財産開示手続をより利用しやすく強力な制度にすることに対しては、①債

務者のプライバシーや営業秘密等の保護との関係で、債務者財産に関する情報開示の強制はできる限り謙抑的にすべきではないか、②債務者が実際にも弁済のための十分な財産を有しない場合に、無用の心理的負担をかける結果となるのではないか、③一部の悪質な貸金業者による過酷な債権取立ての手段として濫用されるのではないかなどの問題点の指摘があり得る。

これらの問題点は、平成15年改正の際に、新制度の創設に当たっての懸念として指摘されていたものであるが、その当時においても、あまり重視すべき事情ではないといった見方もあった上、上記③の貸金業者による濫用の懸念に関しては、平成18年の貸金業法の改正や、いわゆる過払金返還請求訴訟の多発など、その後の社会状況の変化も見られる（注）。

財産開示手続について制度創設以来の見直しをするに当たり、改めて、以上のような問題点の指摘についてどのように考えるか。このほか、この見直しに当たり、どのような点に留意すべきか。

（注）平成18年の貸金業法改正では、貸金業者の取立行為に対する規制の強化、過剰貸付けの抑止のためのいわゆる総量規制の導入、執行証書作成の委任の規制の強化、無登録業者（ヤミ金）対策のための罰則の強化などが行われ、これらの改正は平成22年までに順次施行された。

株式会社日本信用情報機構等の調査によれば、借入件数が5件以上の多重債務者は、平成18年には約230万人であったが、平成28年には約10万人にまで減少したとされている。また、金融庁によれば、財務局等に寄せられた貸金業者の取立行為等に対する苦情や相談のうち、無登録業者（ヤミ金）に関するものは、平成15年度には約2万6000件あったが、平成27年度には約4000件にまで減少したとされている。

2 財産開示手続の実施要件の見直し

(1) 申立てに必要とされる債務名義の種類拡大

現行法は、金銭債権についての強制執行の申立てに必要とされる債務名義のうち、仮執行宣言付きの判決等、執行証書又は確定判決と同一の効力を有する支払督促については、これに基づいて財産開示手続の実施を申し立てることを認めていない（民事執行法第197条第1項柱書き）。これは、財産開示手続により債務者財産に関する情報がいったん開示されると、後になって権利の存在が否定されるに至った場合であっても、当該情報が開示されなかった状態に回復することができないというこの手続の特質を考慮して、この手続の申立てをする債権者が有すべき債務名義については、暫定的な裁判所の判断である仮執行宣言付きのものを除外し、また、誤った執行がされても原状回復が容易であることを理由として金銭債権に限って債務名義性が認

められている執行証書及び支払督促を除外する趣旨である（民事執行法第197条第1項）。

これに対しては、強制執行と財産開示手続とで申立てに必要なとされる債務名義の種類に差を設ける理由がないなどとして、財産開示手続の申立てに必要なとされる債務名義の種類を拡大すべきであるとの指摘がある（注）。特に「執行証書」（民事執行法第22条第5号）については、従前、一部の悪質な貸金業者による濫用が懸念されていたが、これに対しては、平成18年の貸金業法改正により、貸金業者が債務者等から執行証書の作成に関する委任状を取得することを全面的に禁止するという措置が講じられている上、昨今では、離婚した夫婦間の養育費の支払を確実にするために執行証書の活用が推奨されるなど、執行証書の活用をめぐる社会状況の変化が見られる。

このような指摘を踏まえ、申立てに必要なとされる債務名義の種類を見直し、現行法では財産開示手続の申立てが認められていない執行証書等を有する債権者の申立てを認めることについて、どのように考えるか。

（注） 例えば、ドイツの制度では、財産開示手続の申立てに必要な債務名義の種類に限定はなく、仮執行宣言判決や執行証書、仮差押命令、金銭の支払を命ずる仮処分命令を有する債権者も、財産開示の執行委任をすることができるとされている（ドイツ民事訴訟法第802a条第2項、第928条）。

（2）先に実施した強制執行の不奏功等の要件の見直し

財産開示手続は、債務者財産に関する情報を開示させる手続であり、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する事項の開示を強制するものであることから、現行法は、この手続を行う必要性がある場合に限り、手続を実施することができるのが相当であるとの考え方にに基づき、財産開示手続の申立てをするための要件として、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（申立ての日より6か月以上前に終了したものを除く。）において、申立人が請求債権（執行債権）の完全な弁済を得ることができなかったこと、又は②知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が請求債権の完全な弁済を得られないことの疎明があったことが必要であるとされている（民事執行法第197条第1項）。

このうち、①の要件に該当する例としては、債務者の所有不動産、住居内動産又は預金債権を差し押さえ、財産開示手続の申立日前6か月内に配当等の手続が行われたが、その手続において請求債権額の一部についてしか配当等を受けなかった場合が挙げられるが、他方で、例えば、債権差押命令の対象とされた債権等が存在しないため配当が行われない場合には、この要件に該当しないものとされている。また、②の要件に該当する例としては、債権

者に判明している債務者の財産がその住居内動産及び預金債権しかなく、かつ、これらの財産を全て差し押さえたとしても、請求債権額に照らし、その配当等の手続において全額の弁済を得られないことが明らかな場合が挙げられるが、「知れている財産」の意義について、債権者が「受動的に知っている財産のみでなく、債権者が通常行うべき調査を行って知れている財産」と解する裁判例（東京高決平成17年4月27日公刊物未掲載）によれば、債権者には、財産開示手続の申立てに当たって能動的な調査が求められることとなる。そのため、これらの要件については、その立証（疎明）が必ずしも容易でなく、結果として制度の利用を躊躇させる要因となっているなどとして、これを見直してより緩やかな要件の下で財産開示手続の申立てを認めるべきであるとの指摘がある。

見直しの方向としては、まず、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を完全に撤廃し、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとする考え方があり得る（注1）。この考え方に対しては、債権者が強制執行の申立てに必要な範囲を超えて、債務者のプライバシーや営業秘密等に属する情報を得ようとするなど、濫用的な申立てを十分に防止することができないのではないかとの批判があり得る。

また、このような批判を踏まえて、基本的には強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていれば足りるとした上で、例外的に、不当な申立てを却下することができる要件を定めるという考え方があり得る。その要件としては、例えば、「申立人がその金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められるなど正当な理由がないとき」に、その申立てを却下するという考え方が示されている（注2）。この考え方に対しては、「正当な理由がないとき」といった抽象的な要件を定めるのであれば、現行法と比べて当事者の立証が容易になるとは限らないとの批判があり得る。

以上のような指摘などを踏まえ、先に実施した強制執行の不奏功等の要件を見直すことについて、どのように考えるか。また、この要件を見直すのであれば、その具体的な実施要件について、どのように考えるか。

(注1) ドイツの制度では、2009年の法改正前は、債務者が財産開示義務を負うのは、①差押え（動産に対する強制執行）が債権者の完全な満足をもたらさなかったとき、②債権者が、差押え（動産に対する強制執行）によって完全な満足を得ることができないことを疎明するとき、③債務者が搜索を拒んだとき、又は④執行官が一度は少なくとも2週間前に執行することを告知したが、その後に執行官が債務者の住所において債務者に繰り返し遭遇しなかったとき（ただし、債務者がその不在について十分に弁明し、かつ、その理由を疎明したときは除く。）のいずれかに該

当するときに限るものとされていた（改正前のドイツ民事訴訟法第807条第1項）。しかし、これらの要件はその後の2009年の法改正で完全に撤廃され、現在は、一般的な強制執行の開始要件が満たされていれば、債務者が財産開示義務を負うものとされている（ドイツ民事訴訟法第802c条第1項）。ドイツにおいて財産開示手続の実施要件が緩和された理由は、動産執行は現在においてもはや債権の満足を期待することができるものではなく、動産に対する差押えを要求しても権利実現の遅延をもたらすに過ぎないことと、一般的な強制執行の開始要件が具備されているにもかかわらず債務者が給付をしていないことにより、債務者に開示義務を負わせることを正当化することができることであるとされている。

（注2） 韓国の制度では、財産開示手続（財産明示手続）の実施要件として、先に実施した強制執行の不奏功等を必要とする規定はない一方で、法院は、申立てに正当な理由がないとき、債務者の財産を容易に探すことができると認められるときには、財産開示手続の申立てを棄却するものとされている（韓国民事執行法第62条第1項、第2項）。

（3）再実施制限の緩和

現行法は、財産開示手続が実施された後3年内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととし、債務者が財産開示期日の後に新たに財産を取得したときなどに限って、例外的に手続の再実施をすることができるとしている（民事執行法第197条第3項）（注1）（注2）。これは、財産開示手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする趣旨であり、再実施が制限されている期間中、他の債権者は、既に実施された財産開示手続の記録を閲覧することが想定されている。

これに対しては、今日では資産状況の変動の頻度が高まっているなどとして、再実施がより柔軟に許されるように改めるべきであるとの指摘があり、再実施の原則的な制限を廃止した上で、「申立人がその金銭債権の完全な弁済を得るに十分な債務者の財産を容易に探すことができると認められるなど正当な理由がないとき」には財産開示手続の実施を認めないとの規律に改めるとの考え方が示されている。

もっとも、この考え方に対しては、「正当な理由がないとき」といった抽象的な要件では、現行法と比べても当事者の立証が容易になるとは限らないとの批判があり得る。

このような指摘を踏まえ、財産開示手続の再実施の制限を見直すことについて、どのように考えるか。

（注1） 民事執行法第197条第3項によれば、債務者が過去に財産開示期日においてその財産について陳述をした場合であっても、①債務者が当該財産開示期日におい

て一部の財産を開示しなかったとき，②債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を取得したとき，③当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したときには，例外的に，再度の財産開示手続を実施することができる。

(注2) ドイツの制度では，直近2年以内に財産情報を開示した債務者が再度の開示義務を負うのは，債権者が債務者の財産状態が本質的に変動したことを推認させる事実を疎明した場合に限られるとされている(ドイツ民事訴訟法第802d条第1項)。

3 陳述義務の内容の見直し

現行法は，財産開示期日における開示義務者の陳述の時点を基準として，開示義務者に対して，その有する積極財産についての陳述義務を負わせており(民事執行法第199条)，過去に処分された財産については，陳述義務の対象としていない。このような事項は，債権者に対して執行対象となり得る財産の状況を把握させるという制度の目的を超えるものとなるおそれがあるためである。

これに対しては，権利実現の実効性を向上させるため，財産開示手続と詐害行為取消権とを関連付けて，過去の一定期間内に処分された財産についても陳述義務を負わせることを検討すべきであるとの指摘がある。過去に処分された財産であっても，詐害行為取消権によってその処分が取り消されれば強制執行の対象となり得ることに着目したものと考えられる(注)。

もっとも，このような説明に対しては，詐害行為取消権の行使のためには無資力要件を満たす必要があるため，債務者の過去の財産処分が詐害行為に該当するとは限らないとの批判があり得る。

このような指摘を踏まえ，開示義務者に対して過去の一定期間内に処分した財産についても陳述義務を負わせるという考え方について，どのように考えるか。

(注) ドイツの制度では，債務者の現在の個別財産のほか，財産開示期日の前2年以内に債務者がした緊密な関係を有する者への財産の有償譲渡や，財産開示期日の前4年に債務者がした無償の給付(ただし，慣習上の贈り物で，安価なものは除く。)に関する情報についても陳述義務があるとされている。

もっとも，ドイツの制度を参考にするに対しては，ドイツでは，詐害行為取消権と強制執行との関係を示すものとして，「取消しの権限を有する債権者とは，債務者の財産への強制執行が債権者の完全な満足に導かないか又は強制執行が満足を導かないであろうことが推定される場合に，執行し得る債務名義を得ていた債権者で，その債権が弁済期を迎えている債権者をいう。」(倒産手続外での債務者の法的行為の取消しに関する法律第2条)といった規定が設けられているのに対して，我が国にはこのような規定がないため，ドイツの制度を参考とすることは適当でないとの批判があり得る。

4 手続違背に対する制裁の見直し

現行法は、開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は宣誓を拒んだ場合や、財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく、陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をした場合に、30万円以下の過料に処することとしている（民事執行法第206条第1項）。平成15年改正の際の議論では、刑事罰を科すべきであるとの意見もあったものの、この手続が悪質な貸金業者による過酷な債権取立ての手段として濫用されることを懸念する意見などもあったことから、採用されなかった。

これに対しては、財産開示手続において、開示義務者が不出頭等により財産の全部又は一部を開示しなかった事件が少なからず生じていること（注1）を指摘し、その原因の一つが手続違背に対する制裁が弱いことにあるとして、より強力な制裁として、懲役や罰金のような刑事罰を科すべきであるとの考え方（注2）や、間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとの考え方（注3）、手続に違反した者等について、裁判所が名簿を作成した上で登録すべきであるとの考え方（注4）があり得る。

手続違背に対して刑事罰を科すべきであるとの考え方としては、不出頭、宣誓拒絶、陳述拒絶、虚偽陳述のいずれの手続違背に対しても刑事罰を科すべきであるとの考え方と、虚偽陳述の場面が特に違法性が高いとして、これに限って刑事罰を科することとすべきであるとする考え方があり得る。もっとも、後者の考え方に対しては、虚偽陳述についてのみ刑事罰を科することとして不出頭等について現行のままの制裁とするのでは、かえって不出頭を誘発することになりかねないとの批判や、不出頭の場面でも虚偽陳述の場面でも、債権者が債務者財産に関する正確な情報を得ることができないという意味では違法性に差がないとの批判があり得る。

間接的な強制手段として開示義務者の身体拘束を行うべきであるとの考え方としては、ドイツの制度を参考として、執行裁判所の判断により、出頭や陳述を拒絶した開示義務者の身体拘束を行い、開示が行われればその身体拘束を解くという制度を設けるべきであるとの考え方があり得る（注5）。

このような指摘を踏まえ、財産開示手続における手続違背に対する制裁を見直し、不出頭や虚偽陳述等に対してより強力な制裁の手段を用意することについて、どのように考えるか。

（注1） 財産開示事件の既済事件に占める不開示事件（開示義務者の不出頭や陳述拒絶等）の割合は、制度導入当初の平成16年は24.9%、平成17年は27.9%であったが、その後増加し、平成26年には43.1%、平成27年には41.2%

となった。

- (注2) ドイツの制度では、故意による虚偽陳述に対しては、3年以下の自由刑又は罰金（ドイツ刑法第156条）、過失による虚偽陳述に対しては、1年以下の自由刑又は罰金（同法第161条）を科するとされている。
- (注3) ドイツの制度では、債務者が財産開示期日に出頭せず、又は財産情報の申告を理由なく拒否する場合には、裁判所が、債権者の申立てにより、債務者に対して財産開示を強制するために、拘禁命令を発するとされており（ドイツ民事訴訟法第802g条第1項）、その拘禁期間は6か月以内とされている（同法第802j条第1項）。
- (注4) ドイツの制度では、財務者が財産情報の申告義務を履行しなかった場合等には、執行官が債務者を債務者名簿に登録することを命ずることとされている（ドイツ民事訴訟法第882c条第1項）。強制執行の目的等のためにこの名簿の閲覧を必要とする者は、これを閲覧することができる（同法第882f条）。
- (注5) 我が国の民事手続法において当事者等の身体拘束が行われる例としては、出頭しない証人の勾引（民事訴訟法第194条第1項）、破産者の引致（破産法第38条第1項）などがある。

第2 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設

1 制度創設の要否

(1) 平成15年改正の際の議論

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設するという考え方は、平成15年改正の際にも議論がされたが、次のような議論の結果として、この考え方は採用されなかった。

すなわち、債務者財産に関する情報の照会先として適当な第三者には、例えば、税務署等の公的機関があり得るが、このような公的機関が保有する情報を本来の目的以外の目的に利用することについては、個人情報保護の見地から問題があると考えられた。

また、預貯金口座に関する情報に関しては、例えば、フランスにおいては、中央銀行が各金融機関の預金口座に関する総合的なデータベースを有し、各預金者の預金口座の検索が容易であるとされているのに対し、当時の我が国には、このような集約的な情報管理システムが存在しなかったため、結局、各金融機関（支店）に対して債務者の預貯金口座の有無を照会するほかない状況にあった。その一方で、我が国における預貯金債権の差押えの実務は、預貯金債権の存否についての立証を要求せず、かつ、預貯金の種類等についても厳密な特定を要求しないで債権差押命令を発した上で、金融機関に対する陳述催告（民事執行法第147条）によって預貯金債権の存否等を確認することとしていることから、金融機関に対し債務者の預貯金口座の有無を照

会する制度を創設したとしても、このような実務と比べて大きなメリットはないと考えられた。

このような議論の結果として、平成15年改正の際には、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の創設は見送られた。

(2) 制度創設の必要性

第三者から情報を取得する制度の要否をめぐっては、平成15年改正以後の状況を踏まえ、今般、改めてこの制度を創設すべきであるとの考え方が提示されている。

この考え方の根拠としては、まず、平成15年改正で創設された財産開示手続の運用状況を見ると、開示義務者が財産開示期日への出頭等を拒絶するケースが少なからず生じており、債務者自身の陳述により債務者財産に関する情報を取得する制度には一定の制度的な限界があることが認識されるに至ったとの指摘がある（注）。

また、金融機関に対する預貯金口座に関する情報の照会に関しては、近時、金融機関における情報管理システムの整備が一部の例外を除いてされており、金融機関の本店に対して債務者の預貯金口座の有無を照会すれば、全ての支店における預貯金口座の有無を比較的容易に調査することができるようになったという状況の変化が指摘されている。預貯金債権の差押命令の申立てをしようとする債権者が、金融機関の本店から債務者の預貯金口座の取扱店舗等に関する情報を取得することができるようになれば、預貯金債権の差押命令の申立てをするためにはその取扱店舗を限定しなければならないこととの関係で、大きなメリットがあるとの指摘があり得る。

これらの指摘を踏まえ、債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設する必要性について、どのように考えるか。

(注) 債務者自身の陳述によりその財産に関する情報を取得する制度に一定の限界があることは、諸外国においても意識されており、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の導入の根拠とされている。例えば、ドイツにおける債務者財産の開示制度は、かつては債務者自身の陳述による情報取得制度のみであったものの、債務者自身による財産開示は内容の正確性と完全性の点において信用することができないことを踏まえて、2009年の法改正により、債務者以外の第三者から情報を取得する制度が導入された。また、フランスの制度では、債務者自身による財産開示制度がなく、第三者から情報を取得する制度のみが用意されているが、その理由は前者の制度の実効性に対する疑問によるものとされている。

(3) 制度創設に当たっての留意点

一般論として、第三者が保有する情報は、第三者が自らの時間と費用をかけて収集したものであって、当然には、債権者が強制的に取得することができるものではないと考えられる。そして、第三者に対して新たに情報提供義務を課す上では、債務者の個人情報保護の観点や、情報提供を求められる第三者が回答に要する事務的な負担の程度、その対応能力等に留意する必要があるとの指摘があり得る。このほか、この制度の創設に当たり、どのような点に留意して検討すべきか。

2 制度の対象となる第三者と情報の範囲

(1) 基本的な考え方

債務者以外の第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新たに創設するに当たっては、基本的な制度の在り方として、どのような第三者から、どのような情報を取得することを目指すのかが問題となる（注）。この点に関しては、広く国民一般（法人も含む。）や公的機関に対して、債務者財産に関する情報の提供を求めることができる制度を構想すべきであるという考え方があり得る一方で、債務者の預貯金口座に関する情報のように、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、個別に検討するべきであるという考え方もあり得る。

前者の考え方は、第三者の情報提供義務を証人義務（民事訴訟法第190条）のように広く国民一般の義務として捉え、対象とする第三者の範囲には、基本的に限定を設けない方向を目指すものと考えられる。その上で、第三者において情報提供に応ずることが實際上適当でないケースには、一定の拒絶事由を法定することによって対応を図ることを想定するものと考えられる。この考え方に基づいて検討をするに当たっては、情報取得の必要性や実際の情報提供の内容等を踏まえた個別的な場面を具体的に想定することなく、適切な拒絶事由を設けることが可能であるかが問題となり得る。

後者の考え方は、前者の考え方に対するこのような問題点を踏まえ、まずは、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して、第三者に対して情報提供義務を負わせることができるか否かを検討するものである。

このような指摘を踏まえ、この制度の対象となる第三者と情報の範囲に関する基本的な考え方について、どのように考えるか。

(注) ドイツにおける第三者から債務者財産の情報を取得する制度では、①年金保険の保険者から、債務者の使用者についての情報を取得すること、②連邦中央税務庁から、金融機関の口座情報を取得すること、③連邦自動車庁から、債務者が保有者として登録されている自動車について、自動車と保有者に関する情報を取得することが対象とされている（ドイツ民事訴訟法第8021条）。

フランスにおける制度(第三者から情報を取得する制度のみが用意されている。)では、①公的機関又は行政権によってコントロールされている組織から、債務者の住所、債務者の使用者又は即時に支払われるべき債権の第三債務者・受寄者の同一性・住所、不動産に関する情報を取得すること、②法律上預金を受けることの認められている機関から、1つ又は複数の口座、共同口座又は融合口座が債務者の名義で開設されているかどうか及び口座を保有している場所に関する情報(口座の残額は対象外)を取得することが対象とされている(フランス民事執行法第L152-1条,第L152-2条)。

(2) 第三者と情報の範囲を限定するに当たっての基本的考慮要素

この制度の対象となる第三者と情報の範囲に関して、情報取得の必要性が特に高いと考えられる場面に限定して個別に検討するとしても、その際には様々な要素を考慮する必要があると考えられる。すなわち、少なくとも第三者が私人である場面を念頭におけば、例えば、①情報取得の必要性、②その第三者が負うこととなる情報提供義務の根拠、③その情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮、④回答に要する事務負担や第三者の対応能力等があり得る。以下では、これらの点について順次検討する。

ア 情報取得の必要性

我が国における債権差押えの実務は、差し押さえるべき債権の存否についての立証を要求せず、また、その債権の厳密な特定を必ずしも要求しないで、債権差押命令を発することとしている。このような探索的な差押えが比較的緩やかに許容されている実務の下では、この制度を利用して情報を取得するまでもなく、債権者が債権差押命令の申立てをすることが可能な場合が少なくないといわれている。例えば、生命保険契約解約返戻金や投資信託受益権の差押えの場面では、実務上、保険会社や振替機関等が特定されていれば、その取扱店舗や契約番号等を特定する必要はないとする運用例があるため(注1)(注2)、これらの債権の差押命令の申立てをしようとする債権者にとって、第三者からの情報取得が必ずしも必要とされているわけではないとの指摘があり得る。

もっとも、例えば、預貯金債権の差押えの場面については、取扱店舗を限定せずに「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。」という順位付けをする方式(全店一括順位付け方式)による(差押債権額の割り付けをしない)差押命令の申立ては不適法であるとされており(最決平成23年9月20日民集65巻6号2710頁)、その取扱店舗を限定しなければならない。これは、金融機関が預貯金口座を取扱店舗ごとに管理しており、各取扱店舗の預貯金口座の有無や残額等を調査す

るのには一定の時間を要するため、債権差押命令においてその取扱店舗が限定されていなければ、その送達を受け取った金融機関が、「直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別すること」ができないと考えられるからである。そのため、預貯金債権の差押命令の申立てをしようとする債権者にとっては、債務者の預貯金口座の取扱店舗等に関する情報を取得する必要があると考えられる。

このような検討を前提とすると、預貯金債権については、情報取得の必要性が特に高いとの考え方があり得るが、どのように考えるか。このほか、情報取得の必要性が特に高いといえるものとして、どのようなものがあるか。

(注1) 生命保険解約に基づく解約返戻金請求権の差押命令の申立てについては、対象となる生命保険契約を保険証券番号等によって特定することを求める運用例もあったが、その後、保険証券番号、種類等を記載せず契約年月日の先後等で順位付けをして包括的に解約返戻金等請求権を差し押さえることを認めた裁判例（東京高決平成22年9月8日金法1913号92頁）が現れ、これを踏まえ、現在の実務では、保険契約者の氏名、生年月日、住所等の契約者情報のほか、保険の種類を限定すれば、保険証券番号を特定することができなくても、その保険証券番号や契約年月日の先後などにより順位付けする方式により、解約返戻金等請求権（ただし満期前のものに限る。）についての債権差押命令の申立てをすることを許容する運用例がある。

(注2) 投資信託受益権のうち振替制度の対象となっているものに対する強制執行は、振替社債等の執行手続によって行い、その申立てにおいては、振替機関等（債務者が口座の開設を受けている振替機関又は口座管理機関）を特定する必要があるが、その取扱支店や投資信託の契約内容等を特定する必要はない。また、債務者の保有する投資信託受益権のほか、株式、社債等を包括的に差し押さえる方法として、振替社債等目録に、「債務者が振替機関等の加入者として有する振替社債等のうち、〇〇の順序に従い、金△万円に満つるまで」などとする形で差押目的物の特定をする差押命令の申立てを許容する運用例がある。

イ 第三者の負う情報提供義務の根拠

第三者の負う情報提供義務の根拠については、一方で、これを証人義務（民事訴訟法第190条）のように広く国民一般が負うべき義務として捉える考え方があり得る。この考え方によれば、基本的には、第三者の範囲及び取得すべき情報の内容に制限を設けない方向を目指すことが考えられる。もっとも、この考え方については、特定の私人の利益追求の場面に

において、広く国民一般に対し、自らの時間と費用を費やして収集した情報の開示を強制することを正当化し得るかが問題となる。

他方で、現行法上も債権執行では、差し押さえられた債権の存否等について第三債務者に陳述義務が課せられていること（民事執行法第147条）に着目して、この陳述義務を時間的に前倒しすることにより第三者が情報提供義務を負う根拠を説明しようとする考え方がある。この考え方は、第三者が情報提供義務を負うこととなる情報の範囲について、基本的には、自己が第三債務者となっている債権の存否等に限ることを想定しているものと考えられる。この考え方では、例えば、銀行等の金融機関に対して情報提供を義務付けることができるのは、債務者の預貯金口座の存否等の限度であり、それ以外の情報（例えば、銀行等が与信審査の過程で取得した債務者の資産に関する情報）の開示を正当化することは困難ということになる。

このような指摘を踏まえ、第三者の負う情報提供義務の根拠について、どのように考えるか。

ウ 債務者の個人情報等への配慮

この制度において第三者に提供を求める情報には、債務者の個人情報に属するものが含まれており、第三者は、法令や契約によって、その情報に関して守秘義務等を負うことがあるものと考えられる（個人情報の保護に関する法律第23条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第1項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第1項）。また、第三者が保有する情報には、第三者が債務者との間の信頼関係を基礎として収集した債務者のプライバシーや営業秘密等に関わる情報が含まれると考えられるが、第三者がその情報を債権者に開示することによってその信頼関係に重大な影響を与え、第三者の事業の遂行が困難となるおそれがあることも考えられる。このような情報を保有する第三者の利害との適切な調整の観点からは、第三者が提供すべき情報の範囲を検討するに当たっては、第三者が負っている守秘義務等と新たに課される情報提供義務との関係を明らかにする必要があると考えられる。

この関係に関しては、いくつかの考え方があり得るところであり、例えば、財産開示手続による債務者自身の開示義務と関連付けて説明するアプローチとして、先行する財産開示手続において債務者が開示義務を負うと判断された場合や、財産開示手続を実施していなくても、債務者が開示義務を負う要件が充足されているといえる場合には、債務者財産に関する情報については、既に第三者が債務者に対して負う守秘義務等によって保護される正当な利益がないとの考え方があり得る（注）。この考え方は、第

三者から情報を取得するための要件を、財産開示手続と同等かそれ以上のものとするを想定しているものと考えられる。

これと異なるアプローチとして、その情報に含まれる秘密が保護に値するか否かを、その情報の内容等から個別的に判断しようとする考え方もあり得る。例えば、債務者の預貯金口座に関する情報には、金融機関自身の営業秘密が含まれず、また、その預貯金債権が差し押さえられれば、第三債務者である金融機関等は裁判所書記官からの陳述催告（民事執行法第147条第1項）に基づいて債権の存否等を陳述しなければならないとされているから（民事執行規則第135条第1項）、債務名義に基づいてその預貯金債権を差し押さえられる可能性のある債務者にとっても、金融機関の守秘義務等によって保護される正当な利益があるわけではないとの評価があり得る。

このような指摘を踏まえ、開示の対象となる情報に債務者の個人情報等が含まれることへの配慮について、どのように考えるか。

- (注) 最決平成19年12月11日民集61巻9号3364頁は、本案訴訟の被告Yの取引明細書について文書提出命令が発令され、相手方である金融機関が守秘義務を根拠に「職業の秘密」（民事訴訟法220条第4号ハ、第197条第1項第3号）に該当するので提出義務を負わないと主張して争った事案において、「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い、その顧客情報をみだりに外部に漏らすことは許されない。しかし、金融機関が有する上記守秘義務は、上記の根拠に基づき個々の顧客との関係において認められるにすぎないものであるから、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は上記顧客情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しないというべきである。そうすると、金融機関は、訴訟手続上、顧客に対し守秘義務を負うことを理由として上記顧客情報の開示を拒否することはできず、同情報は、金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合は別として、民訴法197条1項3号にいう職業の秘密として保護されないものというべきである。」とした上で、「これを本件についてみるに、本件明細表は、相手方とその顧客であるYとの取引履歴が記載されたものであり、相手方は、同取引履歴を秘匿する独自の利益を有するものとはいえず、これについてYとの関係において守秘義務を負っているにすぎない。そして、本件明細表は、本案の訴訟当事者であるYがこれを所持しているとすれば、民訴法220条4号所定の事由のいずれにも該当せず、提出義務の認められる文書

であるから、Yは本件明細表に記載された取引履歴について相手方の守秘義務によって保護されるべき正当な利益を有さず、相手方が本案訴訟において本件明細表を提出しても、守秘義務に違反するものではないというべきである。」としている。

エ 回答に要する事務負担や第三者の対応能力等

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては、第三者に一定の事務的な負担を課すこととなるため、新たな制度の導入を円滑に進めるといった観点からは、その回答に要する事務的な負担や、回答能力等が問題となる。

そして、例えば、近時、金融機関の保有する預貯金口座に関する情報については、各金融機関における情報管理システムの整備が進んでいる一方で、その他の事業者においては必ずしもこのような情報管理の体制が整っているわけではないと考えられる。

このような観点を踏まえると、第三者の範囲が無限定に広がるような制度を構想することについては、必ずしも適当でないとの評価があり得ると考えられるが、どのように考えるか。

(3) 銀行等の金融機関から債務者の預貯金口座に関する情報を取得する制度

前記(2)における検討によれば、銀行等の金融機関から債務者の預貯金口座に関する情報を取得する制度を設けることは、その必要性が高く、基本的な考慮要素のいずれの観点からも正当化し得るように思われる。

この制度の対象となる金融機関の範囲としては、基本的には、現行法上預貯金を取り扱うことができる金融機関の全てとすることが想定され得る（注1）。その上で、これらの金融機関から、具体的にどのような情報を取得するのかについては、債権執行において第三債務者が陳述すべき事項（民事執行規則第135条第1項）（注2）を参考として、いくつかの考え方があり得る。

まず、債権執行の申立てをするためには債権を特定するための情報を取得することができれば十分であることを踏まえ、第三者の事務的な負担を必要最小限とするという観点から、提供を求める情報は、預貯金債権の存否と、その預貯金債権を特定するための事項（取扱店舗、預貯金の種類、額等）に限るとの考え方が基本となる。この考え方は、預貯金債権の差押命令の申立てをするためには、債権者はその預貯金債権を特定するために必要な情報を取得することができれば十分であり、第三債務者の弁済の意思等に関する情報については、実際にその預貯金債権に対する差押命令が発令された後に、陳述催告の過程において取得することが想定されている。

これに対して、債権者が強制執行の不奏功を予め避けられるようにするという観点から、金融機関が債務者に対する貸付債権による相殺予定の有無等の情報をも提供すべきであるとの考え方もあり得る。

なお、債権者がより多くの情報を得ることを求める観点から、預貯金口座に対する定期的な入金の有無等を確認するため、取引履歴をも提供させるべきであるとの考え方が示されているが、これに対しては、過去の財産に関する情報の開示は強制執行の準備という目的を超えるとの批判や、取引履歴に関する情報提供は金融機関にとっての負担が大きいとの批判があり得る。

このような指摘を踏まえ、金融機関が提供する義務を負う債務者財産に関する情報の範囲について、どのように考えるか。

(注1) 現行法上預貯金を取り扱うことができる金融機関としては、具体的には、①銀行、②信用金庫、③信用金庫連合会、④信用協同組合、⑤協同組合連合会、⑥労働金庫、⑦労働金庫連合会、⑧株式会社商工組合中央金庫、⑨農業協同組合、⑩農業協同組合連合会、⑪漁業協同組合、⑫漁業協同組合連合会、⑬水産加工業協同組合、⑭水産加工業協同組合連合会、⑮農林中央金庫があるほか、郵政民営化前の郵便貯金の一部を承継している⑯独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がある。

(注2) 債権執行における第三債務者が陳述すべき事項は、①差押えに係る債権の存否並びにその債権が存在するときは、その種類及び額、②弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由、③差押債権者に優先する権利を有する者に関する情報、④他の差押え又は仮差押えに関する情報、⑤滞納処分による差押えに関する情報である（民事執行規則第135条第1項）。

(4) その他の事業者等から情報を取得する制度

銀行等以外の事業者等から情報を取得する制度としては、一般社団法人生命保険協会から、債務者の各保険会社に対する生命保険契約解約返戻金請求権に関する情報を取得する制度等を創設すべきであるとの考え方が示されているが、どのように考えるか。このほか、事業者等から情報を取得する制度としては、どのようなものが考えられるか。

(5) 公的機関から情報を取得する制度

税務署等の公的機関から債務者財産に関する情報を取得する制度を創設することについては、平成15年改正の際にも議論されたが、このような公的機関が保有する情報を本来の目的以外の目的に利用することについては、個人情報保護の見地から問題があると考えられたため、制度の創設は見送られた。

もつとも、近時、個人情報保護の問題を踏まえてもなお、公的機関から情報を取得すべき必要性が特に高い場面として、債務者の給与債権を差し押さえるためにその勤務先に関する情報を求めることが想定されるとし、今般改めてこの制度の創設を検討すべきであるとの指摘がある（注1）。勤務先情報が特に必要とされる場面に関しては、近時、養育費履行確保の必要性の観点から、給与債権の差し押えを容易にすることが求められているとの指摘があり得る（注2）（注3）。

このような指摘を踏まえ、公的機関から情報を取得する制度を新設することについて、どのように考えるか。

（注1） 債務者の勤務先に関する情報を保有している公的機関としては、具体的には、債務者の勤務先の所在地を管轄する税務署、債務者の住所地のある市町村、日本年金機構等の厚生年金保険の実施機関等があり得る。

（注2） 平成27年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画においては、「養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する」とされている。

（注3） 子の養育費の支払債務の履行確保を図る観点からは、履行の前提となる養育費の取決めを促す趣旨で、平成23年の民法改正により、協議離婚の際に定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、子の監護に要する費用の分担を明示する改正（同法第766条第1項）が行われている。

また、民事執行法上も、同様の観点から、①少額であるのに毎月反復して強制執行の申立てをせざるを得ないという重い手続負担を緩和する趣旨で、期限到来前の差し押えを許容する規定の新設（同法第151条の2）や、差し押禁止債権の範囲変更の申立てと立証に要する手続上の負担を軽減する趣旨で、給料債権等についての差し押えが禁止される範囲を、その支払期に受けるべき給付の「4分の3」に相当する部分から「2分の1」に相当する部分に縮減する規定の新設（同法第152条第3項）が行われている（平成15年改正）ほか、②養育費の額を定める際に債務者の資力が考慮されており（民法第879条等）、養育費について債務名義が存在すれば基本的に債務者に支払能力があるといえること等を考慮して、間接強制の方法によることを許容する規定の新設（民事執行法第167条の15）が行われている（平成16年法律第152号による改正）。

3 第三者からの情報取得制度の手続規律に関する主な検討事項

(1) 第三者から情報提供を求めるための要件

第三者から情報を取得する制度を創設する上で、その基本的な制度設計については、現行の財産開示手続との比較で検討することが考えられる。このうち、手続の申立てに必要な債務名義に関しては、基本的に現行の財産開

示手続と同様とする考え方があり得る。そして、その具体的な実施要件については、最低限の要件として、強制執行を開始するための一般的な要件が備わっていることが必要であると考えられるが、このほか、以下のような要件を必要とするか否かが問題となる（注）。

(注) ドイツでの制度では、第三者から債務者財産に関する情報を取得するためには、債務者自身の陳述により債務者財産に関する情報を取得するための手続を先行させなければならないこととされており、①債務者が財産情報の申告義務を履行しない場合、②申告された財産情報に掲げられた個別財産に対する強制執行により債権者が完全な弁済を得られないことが見込まれる場合のいずれかの要件を満たす必要があるとされている（ドイツ民事訴訟法第8021条第1項）。

フランスでの制度では、第三者から債務者財産に関する情報を取得するためには、一般的な強制執行の要件を満たすことで十分であるとされている（フランス民事執行法第L152-1条、第L152-2条）。

ア 財産開示手続の前置

第三者からの情報取得制度を新たに創設する場合に、現行の財産開示手続との先後関係をどのように整理するかが問題となる。

この問題については、まず、この制度における情報提供義務と第三者が債務者に対して負う守秘義務等との関係を整理する観点から、第三者に対して情報提供義務を負わせるためには、先行する財産開示手続において債務者が債務者財産に関する情報について開示義務を負うと判断されたことが必要であるとする考え方があり得る。このほか、債務名義に示された債権債務関係の直接の当事者ではない第三者の負担を軽減するという観点や、債務者に対する手続保障の観点からも、債務者自身の陳述による情報の開示を先行させるべきであるという考え方があり得る。

このように財産開示手続を先行させる考え方に対しては、債務者による財産隠しの危険を避けるとの観点から、債務者に知られることなく第三者から情報を取得することができるようにすべきであり、特に、流動性の高い預貯金債権の差押えの場面では、その密行性を特に重視する必要があるとの批判があり得る。財産開示手続を先行させないこととする場合には、情報提供義務と守秘義務等との関係を整理する観点から、第三者からの情報取得の手続を実施するために、財産開示手続の実施要件（特に、先に実施した強制執行の不奏功等の要件）を充足する必要が有ることとするかが問題となり得る。

このような指摘を踏まえ、第三者からの情報取得に先立ち、財産開示手続を実施すべきであるとする事について、どのように考えるか。

イ 申立人の債権額を基準とする制限

強制執行の手續においては、請求債権の額を超える差押えや売却を避ける趣旨のルールが設けられており（不動産につき民事執行法第73条、債権につき同法第146条第2項等）、第三者から情報を取得する手續においても、これと同様の趣旨で、申立人の債権額を基準として情報取得の範囲を制限するルールを設けるかどうかが問題となり得る（注1）。

この問題を検討するに当たり、まず、第三者から情報を取得する制度において、債権者による申立ての段階で、債権額の限度でのみ情報提供を求めることができる等の規律を一般的に設けることは、手續が煩雑で迅速性に欠け、現実的でないと考えられる。債権者においては、どこにどのような債務者財産があるか分からないためにこの手續を利用しようとするのであるから、探索的な手續の利用をある程度は認めざるを得ないと考えられるからである。

そこで、財産開示手續では、債務者側からの申立てにより執行裁判所が開示義務の範囲を限定することができること（注2）を参考として、申立人がその申立てに用いた債務名義上の債権の完全な弁済に支障がないことを債務者において立証した場合には、第三者からの情報取得の手續の全部又は一部を行わないこととするといった規律を設けるといった考え方があり得る。もっとも、これに対しては、第三者によって情報が提供されるまでの間に債務者を手續に関与させたのでは、特に流動性の高い預貯金債権などにつき隠匿の機会を与えることになりかねないため、第三者による情報提供前の段階で債務者を手續に関与させるべきでないとの批判があり得る。

また、第三者に対して情報提供を求める段階ではなく、その回答が得られた段階で、情報提供があった財産の総額が申立人の債権額を超えるときには、執行機関等の判断により申立人に開示する範囲を制限するといった仕組みも、考えられないではない。しかし、その判断に当たっては個々の財産の価額評価が必要となることもあり、適切な判断を行うことは困難であると考えられる。加えて、財産開示手續におけるのと同様に、申立人のほかにも債権者がいる場合には、その後の強制執行等の手續において按分配当がされ、十分な満足を得られなくなるおそれがあるという問題もある。

このような指摘を踏まえ、申立人の債権額を基準として情報取得の範囲を制限することについて、どのように考えるか。

（注1） ドイツにおける制度では、第三者から債務者財産に関する情報を取得すること

ができるのは、債務者の個人情報保護の観点から、執行債権が500ユーロ以上であることが必要であるとされている（ドイツ民事訴訟法第8021条第2項）。

(注2) 現行の財産開示手続においては、申立人の債権額をひとまず考慮せず、債務者の積極財産の全てを開示させることが原則とされている（民事執行法第199条第1項）。その上で、①一部開示にとどめることについて申立人が同意した場合や、②一部の開示にとどめても申立人の債権の完全な弁済に支障のないことが明らかである場合には、財産を開示させる必要性に欠けるため、債務者のプライバシーや営業秘密をできる限り保護する観点から、開示義務者の申立てに基づく執行裁判所の許可により、陳述義務の一部を免除することができることとされている（同法第200条第1項）。

ウ 再実施の制限

現行の財産開示手続においては、手続の実施に伴う債務者の負担をできる限り少なくする観点から、財産開示手続が実施された後3年内は、原則としてこの手続の再実施を許さないこととされている（民事執行法第197条第3項）。再実施が制限される間、他の債権者は、既に行われた財産開示手続の事件記録を閲覧することができる（同法第201条第2号、第3号）。これは、短期間のうちに債務者の財産状況に大幅な変動が生ずることは少ないと考えられることを前提として、債務者の負担をできる限り少なくするとの観点から設けられた規律である。

これに対して、第三者からの情報取得の手続において、重複的に手続が実施されることにより不利益を被るのは、主として情報提供を求められる第三者であろうと考えられる。第三者の負担をできる限り少なくするとの観点からは、財産開示手続と同様に、一定の期間内に債務者財産に関する情報を提供した第三者は、これと同内容の重複する情報提供を拒むことができるという規律を設けることが考えられる。この場合には、先行する手続の存在によって第三者から情報を取得することができなかった後行手続の申立人に対しては、先行手続の事件記録のうち関係部分を閲覧させることが考えられる。

もっとも、このような手続の構造に対しては、第三者において情報提供をしたかどうかを管理する必要性が生じ、かえって第三者の負担が重くなるおそれがあるとの批判や、先行手続の事件記録が近隣の裁判所に存在するとは限らないため、事件記録の閲覧等による対応には困難が伴うとの批判があり得る。また、この制度における第三者の回答が書面によることを想定すれば、その事務的な負担は、財産開示手続において裁判所への出頭を求められる債務者の負担と比較して、それほど大きいものではないとの評価もあり得る。

これらの指摘を踏まえ、第三者からの情報取得制度において、重複的な手続実施を制限することについて、どのように考えるか。

(2) 回答の送付先と閲覧の可否

重複的な手続実施を制限する規定を設けるか否かという問題に関連して、第三者からの情報取得制度において、事件記録の閲覧等を手続の申立人以外にも認めるか、第三者からの回答先をどのように定めるかといった制度設計が問題となる。

まず、仮に重複的な手続実施を制限する規定を設ける場合には、この規定によって申立てが認められなかった者に既に実施された事件の記録の閲覧等をさせる必要があることとなるが（注1）、このような制度とする場合には、第三者からの回答先は、申立人ではなく執行機関とならざるを得ない。

これに対して、重複的な手続実施を制限せず、第三者が手続ごとに回答することとする場合には、他の債権者はその情報の収集のために新たな手続実施を求めれば良く、財産開示手続のように事件記録の閲覧等をする必要は基本的にはなくなる。このような考え方による場合には、第三者からの回答先は、必ずしも執行機関とする必要がないため、申立人などすることも考えられる（注2）。もっとも、重複的な手続実施を制限しないとしても、この手続の不必要な利用を抑制して第三者の負担を軽減する観点から、申立ての資格を有する他の債権者にも事件記録の閲覧等を認める必要があり、第三者からの回答先を執行機関とすべきであるとの考え方もあり得る。

このような指摘を踏まえ、第三者の回答の送付先と、他の債権者による事件記録の閲覧等の可否について、どのように考えるか。

(注1) 事件記録の閲覧等について、民事訴訟法は何人も請求することができることを原則としているが（同法第91条第1項）、民事執行法は、手続が非公開で行われること等を考慮して、「利害関係を有する者」に限って請求することができるとしている（同法第17条）。もっとも、財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分の閲覧等については、債務者のプライバシーや営業秘密を保護する観点から、請求権者を更に限定している（同法第201条）。

(注2) 情報提供の要求とこれへの応答とを含め、裁判所が一切関与しない手続の例としては、民事訴訟法に、訴え提起前における被告となるべき相手方に対する照会の手続がある（同法第132条の2）。この手続は、利用者を訴えの提起を真摯に検討している者に限定すべきであるとの考え方にに基づき、相手方の権利保護や濫用に伴う弊害のおそれへの配慮として、①訴えを提起する意思及び紛争に関する言い分

を明らかにする「予告通知」を書面であることを要件とした上で、②手続を利用することができる期間を予告通知がされてから4か月間に限定するとともに、③照会することができる事項も限定している。

(3) 回答を求められる第三者に対する費用等の支払

第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度においては、回答を求められる第三者に一定の事務的な負担を課すこととなるため、第三者に対してその回答に要する費用や報酬を支払う必要があるかが問題となる。

この点に関しては、まず、第三者が負う情報提供義務を陳述催告における第三債務者の義務と類似のものと整理する立場から、現行法上、陳述催告の場面では第三債務者に対してその陳述に要する費用や報酬が支払われないことを参考として、第三者に対して費用や報酬を支払う必要はないとの考え方があり得る。

これに対しては、既に差押えの対象となっている債権が特定されている陳述催告の場面と異なり、第三者からの情報取得制度において想定されている場面では、第三者が債務者財産に関する情報を集約するための一定の作業が必要となり得るとの批判があり得る。このような第三者の一定の作業の存在に着目する立場からは、調査嘱託等の場面ではその請求により費用や報酬の支払がされること（民事訴訟費用等に関する法律第20条）を参考に、第三者に対する費用や報酬を支払うべきであるとの考え方があり得る。

このような指摘を踏まえ、回答を求められる第三者に対してその回答に要する費用や報酬を支払うことについて、どのように考えるか。

(注) 例えば、調査嘱託については、請求により、報酬及び必要な費用を支給することとされ（民事訴訟費用等に関する法律第20条第1項）、報酬額については裁判所が相当と認めるところによるとされており（同法第26条）、第三者から裁判所に対する請求手続が必要となる。また、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、費用として、その概算額を予納しなければならない（同法第11条第1項第1号、第12条第1項）。